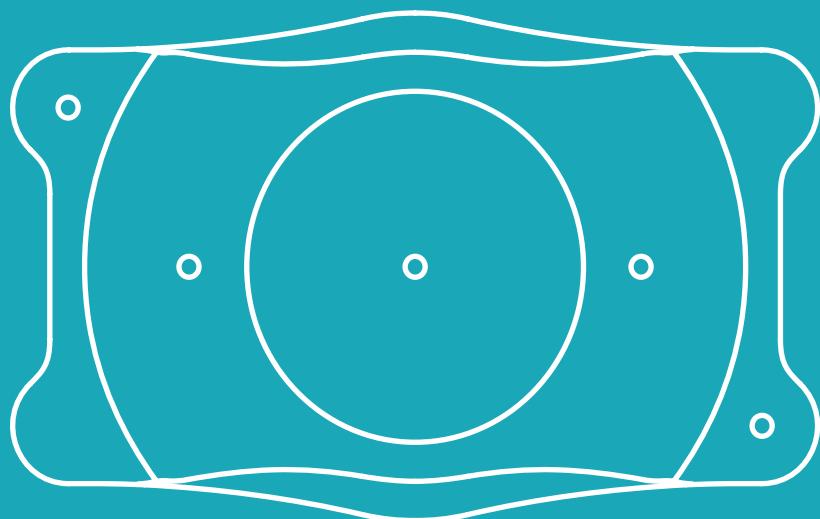


眼内コンタクトレンズ（ICL）治療の医療費控除



確定申告書の作り方

源泉徴収票、医療費の支払い先と金額がわかる資料(領収書など)、マイナンバーカードを用意しましょう。

国税庁のホームページには「確定申告書等作成コーナー」というブラウザソフトがあり、その流れに沿って入力を進めれば、基本的には確定申告書は完成します。



確定申告書等作成コーナー
www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl

以下は、画面に沿って解説します。

国税庁 確定申告書等作成コーナー

□ ご利用ガイド ● よくある質問

作成コーナートップ

お知らせ

一覧

2020/04/21 □ 国税局窓口相談センターが開設されました

2020/04/06 □ 申告・納付期限の猶予延長手続きについて

2020/03/11 □ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります

申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。



- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成

- 途中で保存したデータ（拡張子が [.data]）を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成

上記URLをクリックするとこの画面が表示されます。作成開始をクリックします。

確定申告書等作成コーナー

□ ご利用ガイド ● よくある質問 よくある質問を検索

税務署への提出方法の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

税務署への提出方法を選択してください。

e-Taxで提出
マイナンバーカード方式

e-Taxで提出
ID・パスワード方式

印刷して提出



e-Taxという電子申告の方法もありますが、よくわからなければ一番右の印刷して提出をクリックします。

確定申告書等作成コーナー

□ ご利用ガイド ● よくある質問 よくある質問を検索

作成する申告書等の選択

トップ画面 > 事前確認 > 申告書等の作成 > 申告書等の送信・印刷 > 終了

① 事業所得や不動産所得がある方は、所得税の確定申告書を作成する前に、青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和元年分の申告書等の作成

所得税

- 所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。

決算書・収支内訳書

- 事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。

消費税

- 個人の事業者がの方が、消費税の確定申告書を作成します。

贈与税

- 財産の贈与を受けた方が、贈与税の確定申告書を作成します。

一番左の赤枠「所得税」をクリックします。

入力方法選択

申告する方の所得の種類により申告書の作成手順が異なります。該当する作成手順の「作成開始」ボタンをクリックしてください。

給与・年金の方
(給与・年金専用)

給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面で操作できます。

ご利用例
・サラリーマンの方で、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方
・所得年金(国民年金、企業年金、個人年金等)のみの方
・所得年金と年金のみの方

→ 作成開始

左記以外の所得のある方
(全ての所得対応)

全ての所得・控除に対応した入力画面から、必要な項目を自身で選択・入力し、申告書を作成します。

ご利用例
・事業、不動産、退職所得のある方
・給与と年金以外の所得(勘定、一時、譲渡所得等)があり、医療費控除や寄附金控除、住宅ローン控除等を受ける方

→ 作成開始

左のボタン選択がお分かりにならない方

表示される質問に「はい」又は「いいえ」で答える、回答に応じて表示される画面に入力し、申告書等を作成します。

ご利用例
・左の作成手順について、どちらを選択すればよいかお分かりにならない方

→ 作成開始

一番左の青枠「給与・年金の方」をクリックします。(給与以外の収入がある方は真ん中、よくわからぬ方は一番右をクリック)

適用を受ける控除の選択

年末調整で適用を受けた控除以外に追加・変更する項目にチェックしてください。

・ふるさと納税ワンストップ特別の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。
確定申告を行った際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますので注意ください。

適用を受ける所得控除について(複数選択可)	チェック
医療費控除	<input checked="" type="checkbox"/>
寄附金控除	<input type="checkbox"/>
被扶養控除	<input type="checkbox"/>

上記以外の控除の追加・変更

年末調整で適用を受けた控除の変更や、適用を受けていない控除の追加をする場合はチェックしてください。

・国税年金や扶養控除控除(扶養家族のものも含む)を追加する場合は、扶養控除控除の適用を受ける場合に該当する控除を記載する
・配偶者控除の適用を受ける場合は、配偶者控除を記載する
・控除対象扶養親族を追加する

(年末調整控除) 住宅借入金等特別控除	チェック
・住宅耐震改修特別控除	<input type="checkbox"/>
・住宅耐震改修特別控除	<input type="checkbox"/>
・認定住宅改修等特別控除	<input type="checkbox"/>

・国外控除控除
・予定納税額
・本年分で差し引く総損失控除
・翌年以後に繰り越す損失額 のいずれか

(年末調整控除) 住宅借入金等特別控除	チェック
・住宅耐震改修特別控除	<input type="checkbox"/>
・住宅耐震改修特別控除	<input type="checkbox"/>
・認定住宅改修等特別控除	<input type="checkbox"/>

医療費控除の適用を受けるので、医療費控除にチェックを入れます。その後は流れに沿って生年月日などを入力すると、源泉徴収票の入力画面になります。

源泉徴収票の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。

①支払金額

1 円

②給与所得控除後の金額

入力不要です。

1 円

③所得控除の額の合計額

1 円

④源泉徴収税額

2段に記載されている場合、下の段の金額

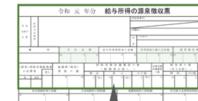
1 円

□ 源泉徴収税額が2段で記載(内書き) ②

2段で記載されている場合、上の段の金額

⑤住宅借入金等特別控除の額の記載

あり なし



お手元の源泉徴収票の情報を入力します。対応する番号の箇所を転記するだけなので、非常に入力しやすいです。

所得控除の入力

・ふるさと納税ワンストップ特別の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。

確定申告を行った際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますので注意ください。

・配偶者や扶養親族の控除額の計算に含める必要があります。

所得控除の種類 (各控除の概要をこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (円)	所得控除の種類 (各控除の概要をこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (円)
離婚・寡夫控除				勤労学生控除			
医療費控除	入力する			障害者控除			
社会保険料控除				配偶者控除			
小規模企業共済等控除				扶養控除			
生命保険料控除				基礎控除	380,000		
地代控除				合計	1,960,376		
寄附金控除							

源泉徴収票の入力が終わったら、次は医療費の詳細を入力します。「入力する」をクリックします。

